

内閣総理大臣 岸田文雄 様
経済産業大臣 齋藤 健 様

ZENKO(平和と民主主義をめざす全国交歓会)

大阪市城東区蒲生1丁目6-21

夢洲カジノを止める大阪府民の会・城東

大阪市城東区関目6丁目4-2-103

担当者 山川よしやす

携帯電話:090-8536-3170

E-mail: yama09085363170@gmail.com

大阪・関西万博開催についての請願及び質問書

【請願趣旨】

1. 政府は万博開催を中止し、石川県など被災地支援に全力を傾注すべきである

(1) 今年1月1日に石川県能登地方を震源とした能登半島地震が発生してから約9カ月が経過した。8月時点で死者341人(うち災害関連死は112人)とされ、特に石川県でその被害は深刻であり輪島市、珠洲市、穴水町、能登町など7月9日現在で死者数は299人である。また全壊家屋は6,273棟。全体の被害は123,099棟に及んでいる。石川県は、災害廃棄物の推計値を平時のごみ排出量の約7年分に相当する約244万トンになると見通しであると公表した。

このような状況下で政府は震災からの復旧に全力を注ぎ込むことをせず、震災から9カ月を経過するも未だに道路や水道管などのインフラの復旧と整備、住居の再建は大きく遅れていた。

(2) そして9月21日、石川県登半島地域を中心に線状降水帯が発生し、今度は豪雨による甚大な被害が石川県を襲った。土壌補修作業の進んでいない家屋周辺の山裾、整備の遅れたひび割れた道路、地盤の緩んだ河川堤防などは、これに耐え切れず輪島市と珠洲市では約12の河川が氾濫し、道路・仮設住宅を含む居住地は冠水。多くの死者を数えた。

これらは「1000年に一度の大雨被害」というだけのものではなく、地震による復旧作業を遅らせてきた政府による人災である。復旧工事の遅れが被害を拡大させ、住民の努力を無に帰し、希望を奪った。

(3) 当初、能登半島地震の被害状況の深刻さから、震災被害の復旧を優先し2025年予定の日本国際博覧会(大阪・関西万博)を中止または延期すべきであるという意見が出されていた。

1月16日には、経済安全保障担当大臣の高市早苗氏が、岸田首相に被災地の物資や人材が不足していることを理由として万博を延期すべきという意見を伝えた。

3月4日には、石川県河北郡内灘町議会で「能登半島地震被災地の復興のため、大阪・関西万博の再検討を求める意見書」が採択された。【別記 資料1】参照

ここでは、

「能登地区全体では今も広範囲で断水が続き、避難生活は長期化すると見込まれている。早期に現地の復興を進めるために、人的・物的・経済的支援の強化・充実が必要であることは言うまでもない。能登半島地震被災地の復興が急がれる中、限られた予算、人手・建築資材を6か月限りの万博に使うことの是非について、中止・延期も視野に入れた再検討が必要である。能登半島地震により、多くの人々が現在も困難な避難生活を余儀なくされる中、政治の最優先課題は被災地復興である」と述べられ、

1. 能登半島地域の被災地復興のため2025年の大阪・関西万博開催計画を見直し・再検討すること。
 2. 当面、万博に当てられていた国費・物資、労働力を、能登半島地震の被災地復に集中させること。
- が、要求されていた。

しかし政府は、被災現地自治体議会の意見書・決議を重要視することもなく、「被災地復旧は万博準備には影響しない」とし、延期・中止について十分な検討さえしなかった。岸田首相は、2月の国会で「復興に具体的な支障が生じるとの情報には接していない」とし、経済産業省は「ゼネコンや石川県からは万

博のために被災地で資材不足が起きているとは聞いていない」と、大阪・関西万博の延期や中止の必要はないとの立場を明らかにした。

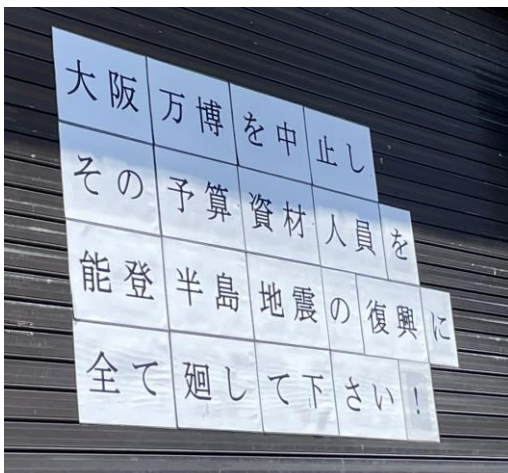
吉村洋文大阪府知事は、「二者択一しなければならない関係にはない」と切り捨て、万博協会も日本建設業連合会も万博関連工事を止めようとはしなかった。さらに日本維新の会に所属する馳浩石川県知事も、万博は予定通りに開催すべきと主張した。

(4)しかし実際には、万博建設工事が能登半島地震被災地の復旧・復興に大きな支障を生じさせていることが各方面から指摘されていた。日本建設業連合会の発表でも万博工事の影響により、セメントや高圧ケーブルなど30超の資材・設備の需給が切迫していること、また建設・土木関係従事者・作業員の不足と争奪戦激化が報じられていた。能登半島で仮設住宅建設に携わる関係者からは、“資材不足で工事開始が遅れるなど復興は順調とは言えない。万博には複雑な思いがある”と言われていた(『東京新聞』3月10日)。現在もそれは変わっていない。

(5)石川県民をはじめとする被災地住民は、国、自治体、万博協会などから生きる権利を奪われたのである。日本国憲法の三原則に「基本的人権の尊重」が謳われている。人は生うまれながら人間らしく生きる権利を持っている。憲法第11条では、基本的人権は誰からも侵害されない永久権利として全ての人に与えられていることを定さだめている。また憲法第25条は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有すること、また国はこれを保障するために社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならないと規定している。憲法は生存権を認め、国家に生活保障の義務を課している。

(6)万博工事を中止し、被災地支援に力を入れることはイデオロギーの問題ではない。憲法を遵守することのできる政府であるか否かの極めて重大な問題であり、判断である。

岸田内閣総理大臣、及び齋藤経済産業大臣は、被災地である石川県をはじめ、この日本で生活する全ての人々の命と生活、財産を守る義務がある。万博開催を中止し、被災地支援に“ヒト・モノ・カネ”のすべて注がなければならない。



2. 安全性が確保されない夢洲(ゆめしま)での万博工事は中止しなければならない

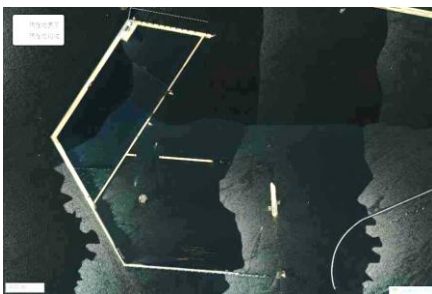
(1)被災地への対策が遅れる一方、わずか半年で終わる万博にはIR・カジノ誘致を含めた関連インフラ整備を併せると総額10兆円を超えるといわれる資金が投入されている。「いのち輝く未来社会のデザイン」を万博のテーマにしておきながら、今、現実に奪われている被災者の命を切り捨てている。

万博やIR・カジノの誘致が、一部のグローバル企業やゼネコン、カジノ事業者の利益のためのものであるにもかかわらず、それを隠し、「社会全体の利益」をもたらすかのような幻想と宣伝で糊塗し推進されることがあってはならない。一部の企業利益を政府や自治体が促進することが「未来社会のデザイン」であってはならない。

(2) 万博会場である夢洲は「埋立地」であり行政用語では「北港処分地」である。巨体集客施設を建設する適地ではない。危険であり、人命を危機に陥れることになる。

①危険性1…軟弱地盤と液状化

- ▶大阪湾海底は、軟弱地盤であることが明らかになっている。多くの識者が軟弱地盤である大阪湾の埋立地・夢洲での万博、IR・カジノ事業など巨大集客施設の建設に対し、危険性を指摘している。また政府の地震調査委員会(2023年1月発表)では、南海トラフ大地震(マグニチュード8~9級)発生確率について、10年以内30%程度、20年以内60%程度、30年以内70~80%、50年以内に90%程度もしくはそれ以上としている。8月8日に発生した日向灘の地震については、南海トラフ地震情報として初めて「巨大地震注意」が発表された。
- ▶しかし、このような中で日本国際博覧会は死者32万人の可能性のある南海トラフ大地震についての影響を過小評価している。2023年12月に公表された「2025年日本国際博覧会 防災基本計画(初版)」では、液状化予測について「(夢洲1区・2区の万博)会場の大部分は液状化が起こらない想定となっている」と結論している。危険度が色分けされた「予測マップ」でも、夢洲の海側の多くは「危険なし」となっている。さらに南海トラフ大地震が起きたときでも、夢洲は「満潮時の津波予想高さに対して5m以上の嵩上げを行っている」「夢洲への浸水被害は夢洲周辺部に限られる」と、ほとんど被害がないとした(隣接するユニバーサルスタジオは1~2メートルの津波被害ありとしている)。
- ▶一方、隣接するIR・カジノ建設予定地(夢洲3区)では、大阪IR(株)による調査で液状化現象が起きる可能性が明らかになり、大阪府市IR推進局も「液状化が起きる」として2023年12月4日から大阪市の責任で255億円の税金を使い土地課題対策工事(液状化対策含む)を開始した。同じ夢洲で隣接する万博会場予定地(1区・2区)とIR・カジノ建設予定地(3区)で、埋め立て状況は大きく異なっていない。砂質土と粘性土は交互に埋め立てられており、万博会場で液状化が起きないとする科学的根拠はない。同じ埋立地である夢洲の隣接区域で、万博協会と大阪IR(株)の見解は真逆であり、ダブルスタンダードである。矛盾する「夢洲の謎」である。



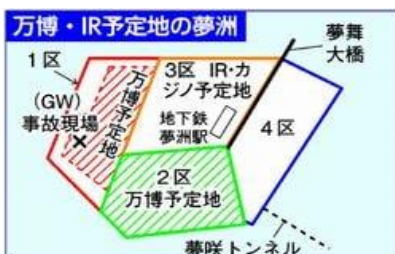
1985年頃 大阪湾は軟弱地盤



2018年11月17日 5年前は水浸し



2024年2月7日



夢洲のIR予定地の土壌対策

問題	概要	費用	大阪市が負担
土壌汚染	国の基準値を超えるヒ素やフッ素を検出。土壌を入れ替える	約360億円	
液状化層	地震で液状化現象が起きる恐れのある層を確認。水抜きし締め固める	約410億円	
地中埋設物	埋立造成工事に使用した障害物が残存。掘り起こし撤去	約20億円	
軟弱地盤	大阪湾の埋め立て地特有の地盤の弱さが判明	未定 ※事業者が施設建設時に負担	



▶2025年4月13日の万博開幕まであと200日ほどしかない。万博会場工区が「液状化する」と認めると、対策工事が必要となり工期が大幅に遅れ、建設費も増額しなければならない。そのため「液状化しない」として、現在の工事を進めている可能性も排除できないのではないかと懸念が生じる。大地震が発生した場合、液状化対策の為されていない万博会場の各建築物や避難経路となる道路は甚大な被害が想定される。建物倒壊の危険性も指摘されている。大屋根リングが傾いた場合、最上デッキにいる入場者の安全確保は保障できない。

②危険性2…毒物による埋め立て区域

▶夢洲は、行政用語では「北港処分地」である。国や自治体による「港湾公害防止対策事業」、「廃棄物処分場整備・管理事業」などにより、一般廃棄物・産業廃棄物・浚渫(しゅんせつ)土砂や、陸上残土・水底土砂などにより埋め立てられてきた。浚渫土砂は毒物・有機物などが混入したヘドロである。夢洲1区には毒物であるPCB(中程度のPCB含有の土、3m³の袋詰めで1万袋)が埋め立てられており「立ち入り禁止区域」指定されている。また夢洲からは他にも、フッ素・ヒ素・クロム・ダイオキシンなどが検出されている。さらに橋下市政時代には、東日本大震災に伴う福島第一原発爆発事故によって膨大に生み出された放射性物質が付着した3万6千トンのもの災害廃棄物(がれき)の焼却灰も埋め立てに使用され、セシウムも検知されている。



▶参考 「日本国際博覧会開催に係る使用貸借契約書」抜粋

- ①大阪市が万博協会に無償で使用させるのは夢洲 1 区廃棄物埋立完了区域の「表層」である。(第1条)
- ②契約書に添付している物件調書では、「表層」の下に第1層(水面下10mまで)、第2層、第3層にわたって「廃棄物埋立部」がある(大阪市工事部分)
- ③万博協会は、先述の「表層」の上に「盛土」を行い、その上に「工作物等」を整備する。(第2条)
- ④万博協会は、物件調書に適合しない場合があることを承知の上で本契約を締結する(第7条 契約不適合責任)
 - ※「契約不適合責任」の部分も使用貸借契約書と賃貸借契約書では記述が異なっている。普通、賃貸借契約の場合は貸主が契約不適合責任を負うが、この賃貸借契約書ではそうはなっていない。そのうえで「ただし…限りではない」と付記。
- ⑤万博協会が盛土に用いる土壌は、夢洲内で発生する汚染土壌を扱う(第18条)。
 - ※驚くべきことに、そのため「飛散防止の措置を講じなければならない」とか「万博協会は…土壌汚染の把握に努め、人に健康の被害が生じないように努めなければならない」など記されている。健康被害

が発生する恐れがあることを認めている。

⑥「物件調書」の24の「特記事項8」に「万博協会が盛土を行うために搬入した土壌は、いかなる理由があっても、夢洲1区から搬出してはならない」とある。

※IR説明会では、IR推進局が毒物などが拡散されないよう、「工事車両は工区を出る際にタイヤなどを洗浄している」と回答している。やはり「立ち入り禁止区域」に指定されている夢洲は危険なのである。

▶以上のように、大阪市が3層にわたって廃棄物を埋め立てた上にさらに、万博協会が汚染土壌で盛土をしたのが夢洲1区である。現在、万博建設工事現場で働く労働者はこうした危険な場所で働いている。労働環境について適法性が確保されなければならない。また万博開催期間中は駐車場や休憩所となり、万博招待事業で子どもたちが必ず通る場所である。教育員会、学校が判断材料として予め知っておくべき情報であるが、大阪府教育庁はじめ行政は万博協会に丸投げしている。子どもたちすべての命と健全な成長を計るべき責任を持つ国と教育行政の無責任な対応は許されない。

③危険性3…有毒ガス発生とメタンガス爆発火災事故対策

▶1区には、有毒な焼却灰や飛灰、浚渫土砂など860万トンが埋め込まれ、現在もメタンガスを発生させている。夢洲工事現場には、83本ものガス抜き管が設置されている。地上に長く突き出したもの他短いものもある。確認すると「短いものは地盤沈下したため地中に沈んでいる」とのことであった。

▶また検知されているのはメタンガスだけではない。6月24日に万博協会が公表した「メタンガス等に関する会期中の安全対策について(メタンガス等に関する会期中の安全対策(概要)/メタンガス等に関する会期中の安全対策/万博会場内におけるメタンガス等の検知状況)によれば、多くの場所でメタンガス、一酸化炭素、硫化水素、アンモニア等が検知されている。

・メタンガス…地下ビットで666回検知。うち基準値以上は81回。屋内で3回検知。西エントランスA、西エントランス東、西ゲート施設東2屋内で各1回検知。パビリオンエリアでも「大催事場」で1回検知。「電気通信設備部分(メタンは静電気でも引火)」では6回検知。うち1回は基準値以上。

・一酸化炭素…地下ビットで1181回検知。うち基準値以上は1065回。屋内検知128回、うち基準値以上は3回。

・硫化水素…地下ビットで499回検知。うち基準値以上は225回。

・二酸化炭素…地下ビットで117回検知。うち基準値以上は26回。で65回検知。

・アンモニア…地下ビットで109回検知。屋内で41回検知。

※有毒ガスの検知合計…3365回、うち基準値を超えたものは1402回もある。

※パビリオンエリアでは、一酸化炭素、硫化水素、二酸化炭素、アンモニアについて、測定していないのか結果の記載なし。

▶汚染され、メタンガスなど有毒ガスが噴出する「立ち入り禁止区域」指定されている夢洲に、万博やIR・カジノなど巨大集客施設を誘致しようと考えたことが、根本的な誤りである。

▶3月28日、万博工事が進められている夢洲1区GWエリア屋外イベント広場 東トイレでメタンガスによる「爆発火災」事故が発生した。100㎡ものコンクリートの床が吹っ飛び、地下ピット入口の鉄製扉がもひん曲がり、天井まで破損する大事故である。地中ピットに発生したメタンガスにバーナーの火が引火したことが原因とされた。労働者に負傷者が出なかったことは奇跡である。この事故の発生時、万博協会は消防署への通報を4時間半の遅らせた。また事故現場写真を当初1枚しか公開せず、現場作業員がSNSの上げた後、「隠ぺいしたので話すか」との世論に押され5月27日なって複数の写真を公開した。事故隠しの実態が明らかになった。



万博会場のガス抜き管の拡大写真

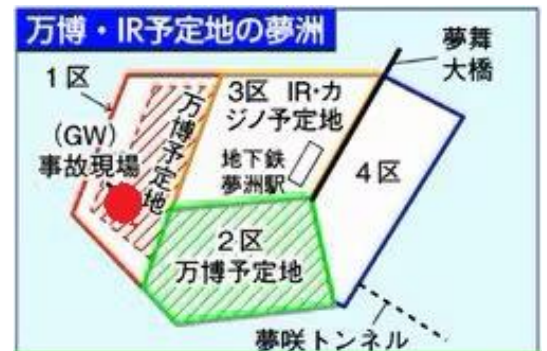
万博会場建設現場に林立するガス抜き管。「接触注意」と書かれています(本誌事前の写真)

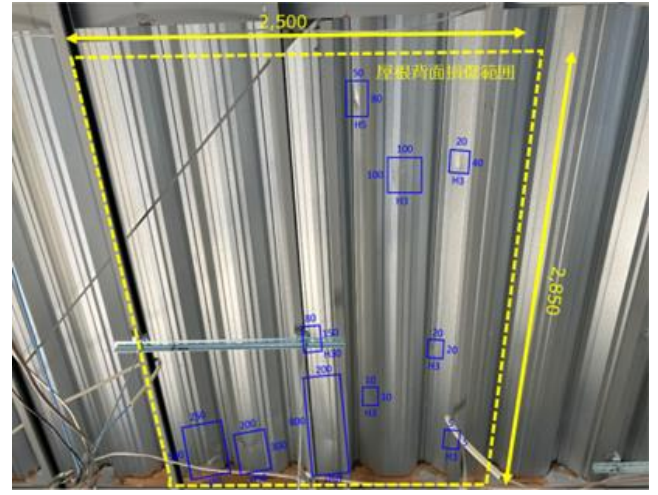
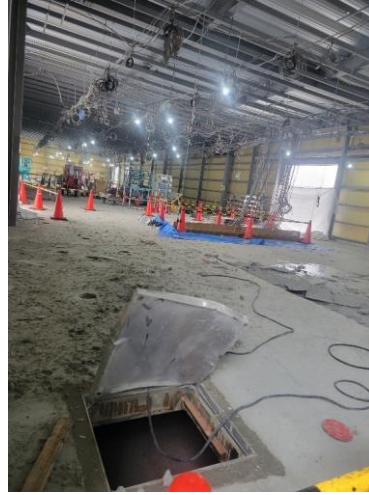
万博 有毒ガス検出

有毒ガスの種類	検出	基準値超え
メタンガス 可燃性	657回	83回 室内2回
一酸化炭素 可燃性 健康被害	1309回	1068回 室内3回
硫化水素 可燃性 健康被害	371回	225回
二酸化炭素 健康被害	878回	26回
アンモニア 可燃性 健康被害	150回	なし

2024.6/24 万博協会がHPで公表したデータをもとに作成

夢洲カジノを止める大阪府民の会





(左)最初に公開された写真。

(中)折れ曲がった鉄扉。

(右)天井 2.5m×2.85mにはいくつものへこみ。飛ばされたコンクリート片による穴も2か所。

▶4月19日、万博協会は記者会見を行い「工事業者がガス検知を怠ったことが原因」として責任を施工業者に押し付けた。そして、「ガス検知器で測定する場所と頻度を増やす」と対策にもならない対応のみで、4月22日から工事を再開した。しかし、夢洲1区は元々有毒物質やメタンガスが発生することから「立ち入り禁止区域」に指定されていたのである。「用地が足りない」と当初の計画を変更し1区を万博会場の敷地とした万博協会にその根本的な責任がある。

▶万博協会の藁田博行整備局長は、「(万博)開催期間中に建物にガスが入ってこないようシートを敷く…地下ピットから配管でガスを抜けるように設計」と答え、メタンガスの発生を前提として危険を承知で万博工事を強行し、是か非でも開幕に間に合わせようと突貫工事を進めている。

▶しかし、稲積真哉芝浦工業大学教授(地盤環境工学)は、「メタンガスの原因である有機物(ごみ)は夢洲の地盤の下にランダムに存在している。地下水の流れによって隣のポイントから移動してくることもある。そこにいる我々はメタンが出ているのかどうかわからない」と指摘する。安全性は確保されていない。

6/11 記者会見資料 八木正行



万博事故現場とガス抜き管の敷設【7ページ図】 参照

大阪広域環境施設組合(*)提供。メタンガス爆発があった万博用地「夢洲1区」のガス抜き管配置図最新版。(図面右側が北東方向、左側が南西方向)。

- メタンガス爆発現場は図面の左上★印。小さな文字「18G1」の右側。
- 赤や緑の線はガスを抜くために地中に埋められた横管(図面欄外…「ガス誘導施設」と記載)。
- 赤が地表面から80cm下に敷設されている。緑はその下の埋め立て層の上部分から80cmのところ敷設。高さを違って2重に配置している。平衡に並ぶ横管の官官区は約100m。
- 赤線や緑線の交差点が小さな●印…横抜き管を集めて空中拡散する縦管(「ガス抜施設」 ガス抜き管・煙突)。以前は79本だったが4本追加されて83本に。●印の横の数字の上2桁が西暦年を表す。例えば「22G4」なら2022年に作られたもの(当てはまらないものもある)。ガス爆発火災事故現場付近の抜き管は、他に比してまばら。

*大阪広域環境施設組合は、大阪市、八尾市、松原市及び守口市から排出される一般廃棄物の焼却処理・処分を共同で行うため、地方自治法第284条に基づき設置された特別地方公共団体(一部事務組合)。



▶★印のガス爆発火災事故が起きた現場には、メタンガスなどの「ガス抜き管」が埋設されていない。ここではメタンガスが大気中に拡散できていない。大阪市環境局、大阪広域環境施設組合へ問い合わせたところ、「ガス抜き管」が埋設されていない理由として「表層近く(赤の配管)は有機物をほとんど埋め立てていないから、ガスの発生が少ないと予測した」と回答している。

▶これに関連して昨年11月に国会で福島みずほ参議院議員が質問したとき、自見万博担当大臣は、「ガス抜き管が敷設され、大気拡散されているので、安全だと伺っております」と、安全性が保たれている趣旨を答弁した。しかし、現実にはガス抜き管の敷設されていない場所でガス爆発事故が発生したのである。上図に平行線で記載されたガス抜き管の間隔は、約100mである。安全性担保の根拠は失われている。

6/11 記者会見資料

IR カジノ用地、万博用地 地中の様子

夢洲カジノを止める大阪府民の会
八木正行作成 2024.6/5

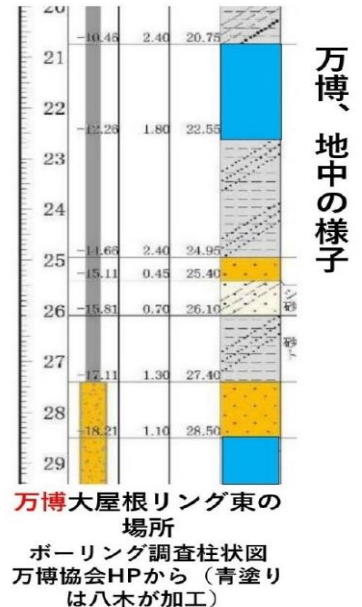
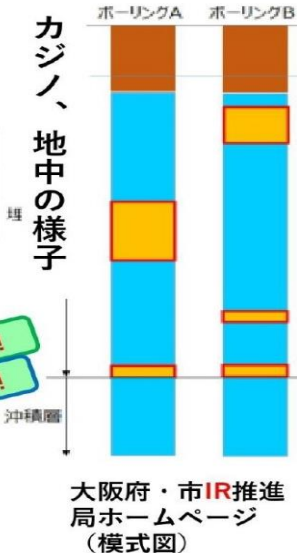
液状化するか？メタンガスは出るのか？

■ 砂質土 (建設残土) 液状化する
■ 粘性土 (川底のヘドロ) メタンガスが出る

	カジノ用地	万博用地
液状化	する	する
メタンガス	出る	出る

ところが、事業者の見解、対策は？

	カジノ事業者見解	万博協会見解
液状化	する	しない
メタンガス	見解示さず	出ない
対策	現在、265億円かけて液状対策工事	何もしない
危険性	メタンガス爆発	メタンガス爆発 地震、液状化→ リングの倒壊



◆「夢洲カジノを止める大阪府民の会」が万博協会ホームページに公開されているデータを基に9月4日に作成した『6月有毒ガス検出結果』【別記 資料2】を参照していただきたい。PW(パビリオン)エリア、GW(グリーンワールド)エリアでの有毒ガス検出結果をまとめている。基準値声も数多く報告され、計測器の最大値を超え計測不能となった数も多い。また建物(屋内)でも有毒ガスは検知されている。

このような危険な環境で現場労働者は、日々工事作業を進めている。労働安全衛生法の適切な適用についても調査を必要とする。同法第4章「労働者の危険又は健康障害を防止するための措置」には(事業者の講ずべき措置等)として第20条に「事業者は、次の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない」とし、2項に「爆発性の物、発火性の物、引火性の物等による危険」が定められている。また工事現場では、現在も土壌を掘り返し、毒物の混入した砂塵が舞い上がっている。セシウムなど放射性物質も含まれている可能性も排除できない。メタンガス検知に劣悪な労働環境に置かれた、現場で働く労働者の健康は守られない。本来であれば十分な安全確認の保障があるまで工事を止めるように、国や大阪府市は、万博協会に工事停止を要求すべきである。

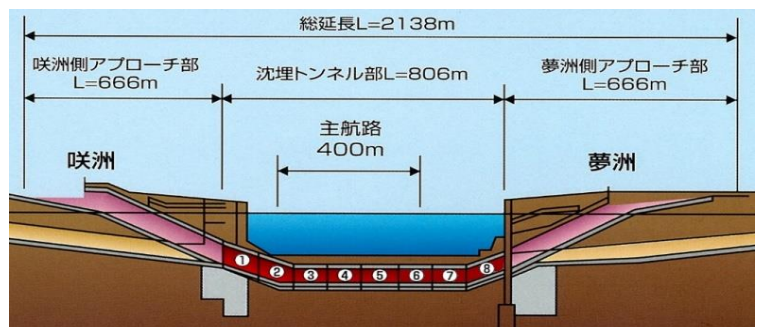
◆また夢洲は、どこでもメタンガスが発生することも明らかにされている。万博建設予定地(2区)に隣接するIR・カジノ建設予定地(3区)に地下鉄夢洲駅を作る工事が進められている。大阪市は当初、工事費を約250億円と見込んでいたが、2020年の地質調査で軟弱地盤であることが判明。地盤沈下対策として約40億円を増額。さらに工事現場周辺でメタンガスの発生が確認され、真空状態で除去する必要に迫られたため56億円の追加費用が必要になり、結局2022年の段階で工費は約346億円まで膨らんだ。4月9日、経済産業省博覧会推進室へ要請した際にも統括補佐・渡辺氏他5名が対応し、「夢洲のメタンガスは、10年経っても排出しつづける」と述べている。最近になり、万博協会は、メタンガス対策費30億円超を含む80~90億円が建設工事費に追加計上することを明らかにした。

◆万博協会がメタンガス濃度を報告しようとも、これを「安全対策」であるとは言えない。メタンガス濃度は測定時から刻々と変化する。建屋から強制換気しようと、発生し続けている事実は変わらない。メタンガス爆発火災事故が発生したという事実は、南海トラフ大地震などの自然災害によって液状化現象が起きた場合、建屋内地下ピットの防ガスシートの破損や地中から一気にメタンガスが噴出し大惨事につながることも予見される。小さな地震でも、シートやコンクリート、アスファルトに亀裂が入り、ガス抜き管の破損等によりメタンガスが漏れだす危険性も指摘されている。またガス抜き管の敷設避けていない場所での有毒ガス、引火性ガスの地中内での蓄積と噴出、何らかの原因による引火爆発火災事故も決してその危険性は排除できない。「液状化しない」として、現在の工事を進める万博協会の姿勢が問われている。夢洲は、万博開催地として適地ではない。

④危険性4…杜撰な避難計画

▶9月2日、万博協会は「防災実施計画」公表した。これによれば、緊急災害による避難時に橋梁・トンネルなどが使用不可であることを露呈し、船舶避難など現実的に不可能な内容であるといわなければならない。避難施設も建設せず、パビリオン・リング下を滞在施設として非難することなどあまりにひどい内容となっている。

▶そもそも災害時に1日約16~22万人を想定する来場者の避難は出来ない。アクセスは「夢前トンネル」と「夢舞大橋」の2ルートのみである。「夢咲トンネル」は「沈埋工法」で軟弱地盤の海底上に8つのブロックを沈めて建設されているが、わずかな浸水によって仮に1台の車両が停止すれば806mの海底部分に多くの車両が連なり渋滞することになる。停電が発生した場合、地下鉄も停車する。海底トンネル内に数万人が閉じ込められる可能性があり、大変危険です。「夢舞大橋」もわずかな亀裂と段差で通行は不能となる。



▶吉村大阪府知事は、「子どもたちを招待する」と言うが、安全性は確保されておらず、責任も取ることなどできない。4月18日に大阪市教育委員会と団体協議を行った際、「学校行事とするかどうかの(参加)決定権は各学校」と述べている。聞こえは良いが、事故が起きても大阪府市は責任を取らないと言っているも同然である。

この点については、文部科学省に対して請願する。尚、「夢洲カジノを止める大阪府民の会」が、大阪府内を中心とする学校関係者への情報提供を進めている。『大阪・関西万博での校外学習(修学旅行)等シュミレーション』【別記 資料3】の「懸念されることがら」をお読みいただきたい。

▶また夢洲のある大阪市此花区では、避難所に指定されている小学校で海拔ゼロメートル以上となっているところはわずか1カ所(しかも海拔40cm)である。「夢洲は嵩上して大丈夫」という前に、周辺住民の避難所整備が疎かになってはならない。

大阪・関西万博の開催に関する予算がさらに増額されことなども懸念されているが、今回は「**基本的人権と生存権保障**」、「**命の問題**」に焦点をあて、**請願の趣旨**とする。

齋藤経済産業大臣は、直接の指導監督の責任を担っている。安全確保について、十分な理解を深め万博協会に対してその確認をしなければならない。またそれが担保できるまで、工事を行なうことを許可してはならない。

また岸田総理は、石川県など被災地・被災者の声をしっかりと受け止めなければならない。「聞く力」が必要とされている。石川県の被災状況を考えるならば早急な復旧・復興を第一に優先課題とすべきであり、万博開催などしている場合ではない。政府には万博を中止、若しくは延期してでも被災者の命と生活をまもる責任がある。

日本政府が、今すぐIRカジノのインフラ整備を含む万博開催のための工事を中止し、被災者支援・災害対策を最優先に取り組む決断をすることを求める。

以下、請願する。

【請願項目】

1. 大阪・関西万博・IRカジノを中止し、その予算、人的資源、物資・資材などを、能登半島地震被災者の尊厳ある生活を取り戻すための復旧・復興支援などに充当し、国としてできるあらゆる措置を行うこと。
また今回の石川県能登地域をはじめとする豪雨被害による住民の生存確認と保障、被災地復旧のため全力を尽くすこと。
2. 万博、IR・カジノなどでなく、市民の命と人権を守る防災対策を最優先課題として取り組むこと。
そのために税金・公費を使うこと。
3. BIE(博覧会国際事務局)と日本国際博覧会協会に、万博よりも能登半島地震・豪雨による被災地支援を優先するために大阪・関西万博を中止とすることを早急に申し入れること。
4. 3月28日、万博工事現場で発生したガス爆発火災事故の現場検証結果を再度見直し、適正な再発防止策が確立するまで万博工事を即時中止とすること。
5. 併せて、以下の石川県能登半島被災地からの切実な要望を請願とする。尚、この要望は、9月21日の石川県能登半島地域を中心した豪雨被害以前に聞き取ったものであることから、国においては被災自治体からより具体的に要求を聴き取り、現場の声を尊重して支援策を講ずることを求める。

万博を巡っては、国と大阪府市、経済界で分担する会場建設費が当初の1.9倍の2350億円に膨らんでいるほか、入場券収入などで賄う運営費も増額しているとのこと。

被災地の声は、やはり「万博、IRはやめて被災地への資金、資材と人的支援を集中して欲しい」に尽きます。万博 IR を中止し、以下の被災地復興を最優先してください。

(1)インフラの復旧

のと里山海道など主幹道路の修復が進められており、通行再開が報告されていますが、まだ一部の道路や橋梁が復旧作業中であり、全面的な復旧には時間がかかるとみられます。当面、国道249号線など、奥能登に帰還した住民の生活に不可欠な道路の復旧に全力をあげていただきたい。

水道、電気、ガスなどのライフラインの復旧も進んでおり、多くの地域でサービスが再開されていますが、特に被害の大きかった地域の小さな集落等では復旧が遅れています。きめ細かい情報の収集と復旧作業を進めていただきたい。

液状化被害のあった地域の対策の検討が進められていますが、具体的対策の内容と計画を住民に示し、可能な限り早期の復旧を完了していただきたい。

公費解体の進捗が遅いとの指摘があります。効率的に解体が進むよう、地元業者に拘ることなく発注を行い作業の迅速化を図っていただきたい。

(2)住宅再建と仮設住宅の整備

仮設住宅の建設が進行中であり、多くの被災者の仮設住宅への入居が進んでいます。遠隔地のみなし仮設に住んでいる避難者の地元帰還と仮設住宅入居の新たなニーズを把握し、いずれ復興公営住宅へと転換する長屋型や戸建て風など、必要なタイプの仮設住宅の建設を進めていただきたい。また、仮設住宅に持ち込めない家財の保管場所の斡旋と経費の支援を行っていただきたい。

地元自治体は、住居再建のための支援制度を整備し、被災者の生活再建を支援していますが、資材や人手の確保が課題となっています。信頼できる業者の紹介や、県外などの業者のかかり増し経費の支援などの施策を進めていただきたい。

(3)経済活動の再開

農業や水産業において、被害を受けた施設や設備の修復が進められており、徐々に生産活動が再開されています。地元に戻って一次産業に従事する希望を持つ住民へ所得保障の仕組みを設け、支援を強化していただきたい。また、新たな農林水産業従事者の掘り起こしにつながる施策を進めていただきたい。

観光業は、観光施設や宿泊施設の修復が進み、徐々に再開の動きが見られます。観光客の呼び戻しと開拓に向けたプロモーション活動をアグリツーリズム、ジオツーリズムなど多角的視点に立って計画・実行していただきたい。

(4)心理的・社会的支援

地元の医療機関や支援団体が心理的ケアを提供しており、被災者のメンタルヘルス支援が行われています。今後ますます必要となる支援のためのDPAT派遣などを検討していただきたい。また、子どもたちの心に寄り添うスクールカウンセラーや高齢者の傾聴支援をさらに増員・充実していただきたい。

コミュニティの再建に向けた取り組みも進行中ですが、住民同士の連帯感を強化するイベントや活動の企画運営への人的・物的支援や資金提供を行っていただきたい。

(5)支援金や助成金の支払いについて

手続きをしても、支援金等が届いていないとの訴えが多くあります。被災者は今まさに、お金を必要としています。事務処理のための人的支援などを進め、手続き完了次第、市町から支払いができるようにしていただきたい。

(6)防災対策の強化

今進めている地震の被害想定策定を加速化し、各地域の想定に基づく防災計画の見直しに着手していただきたい。

(7)志賀原発の廃止

北陸電力に対し、志賀原発の被害と復旧の見直しについて詳細に説明を求め、県の立ち入り調査によって厳格に確認作業を行っていただきたい。

北陸電力および国関係機関とともに、志賀原発の今後の在り方について廃炉を視野に入れた検討作業を進めていただきたい。

原子力発電所は停止中であっても過酷事故の可能性は否定できません。能登半島地震の被災状況を踏まえ、原子力防災計画の抜本の見直しを行い、実効性ある避難計画と避難訓練の実施を行っていただきたい。

(8)創造的復興

県が策定した復興プランの実行には、住民の納得と理解が不可欠です。県民への周知のための丁寧な広報と議論の場を提供し、集約された意見に基づく住民主体の復興となるよう、柔軟な計画修正も念頭に丁寧に実施していただきたい。

【質問事項】

1. 政府・経済産業省は、現在も万博開催のための工事が「能登半島地震の復旧・復興に具体的支障が生じるものではない」との認識を持っているか否か。
「支障をきたしていない」との従前の認識である場合、その根拠は具体的にどのようなものであるのか、明らかにしていただきたい。また9カ月が経過しても能登半島地震の復旧が進んでいない現状と原因をどのような考えているのか明らかにしていただきたい。
2. 9月21日の石川県登半島地域を中心した豪雨による被害は、能登半島地震によるインフラ整備や防災対策事業の遅れにより、より甚大な被害に結びついたと考える。所見を求める。
3. 能登半島地震、また今回の能登地方の豪雨による被害について、早急な復旧・復興計画が求められている。万博工事にいわゆる「人・モノ・カネ」を優先して注ぎ込むのではなく、被災地の復旧・復興に政府として全力を傾注すべきと考える。万博工事は被災地の復旧・復興に支障なく進めることができる根拠は何か。所見を求める。
4. 3月28日に起きた万博工事中のガス爆発火災事故について、質問する。
 - ①大阪市環境局は「(爆発のあった)1区以外でも浚渫土砂を使っているところがある」と指摘し、1区以外でもガス爆発事故の発生する可能性を認識している。一方、万博協会は「他のエリアでは発生しない」と説明している。尚、経済産業省は4月の要請行動で、夢洲全域でメタンガスは発生し続ける旨発言している。政府、経済産業省はどのように捉えているか、所見を求める。
 - ②【資料2】にあるように、メタンガスをはじめ有毒ガスは基準値を超える濃度、若しくは測定器の最大値を超え測定不可という結果に示されるよう、ガス爆発火災事故後も検知され続けている。基準値を超える検知結果があった場合、一般的にその現場での工事は中止されるという理解で間違いはないか。また所管は厚生労働省と考えるが、万博開催事業に直接監督責任を負う経済産業省として労働安全衛生法遵守の立場から、基準値を超える有毒ガス発生・検知時における工事中断についてどのような基準で現場工事が進められているのか、その報告を受けたことはあるか。また労働安全衛生法は遵守されているか明らかにしていただきたい。
 - ③現在、ガスバクテリア火災事故の後、万博工事が再開されている。【請願趣旨】で述べたように、「ガス抜き管」の敷設されていない工事現場で爆発事故が発生した以上、自見万博担当相の国会答弁の根拠は失われている。万博協会の「安全対策」は、「ガス検知」に重点を置くものであり完全に安全性が担保されているとは言えない。今後、工事期間から万博開催期間を通じて、ガス爆発は絶対に起きないといえるのか、所見を求める。
 - ④BIE(博覧会国際事務局)ケルケンツェス事務局長によれば、ガス爆発火災事故や期間中のIR工事中断について6月奈良市で開催された「IPM(国際参加者会議)2024Summer」で、「初めて聞いた」と報道されている。事実か。また事実であれば、ガス爆発火災事故から2カ月以上、BIEに情報を提供してこなかった理由はなぜか。明らかにしていただきたい。

5. 大阪市・大阪IR株式会社はIR・カジノ予定地である夢洲3区では調査の結果「液状化現象が起こりうる」と判断し、土地課題対策工事を行っている。一方、万博協会は万博予定地となる夢洲1区・2区では「液状化現象は起きない」とし、対策を取っていない。
- 政府、経済産業省は、同じ夢洲の隣接区で判断名が異なることについて、どの様な見解を持っているか。特に経済産業省は、万博協会のいう「液状化は起きない」とする見解について、独自に検証調査などを行っていない。命にかかわる問題である。夢洲の隣接地区において大阪市・大阪IR株式会社と万博協会の判断が異なるのであれば、科学的に検証しなければならない。検証調査を行っていない理由は何か。以上、明らかにしていただきたい。
6. 万博協会は、夢洲の万博会場では南海トラフ大地震が発生した場合でも液状化は想定されないとしている。政府、経済産業省も同様の認識であるのか。所見を求める。
- また最近、「休憩所2(1855㎡)」を「石のパーゴラ」で建設することが明らかになった。90～250kgの石約750個に穴をあけ鋼線を通し繋ぎ、高さ9.5mに「天井」のように吊り下げる。総重量は約90tである。付近は休憩所・トイレ・案内所・救護施設・警備センター・停留所・水遊び場であり、多くの人が集まる。南海トラフ大地震情報として国は初めて「巨大地震注意」を発表したという経緯の中で、このような構造物こそ危険をさらに増加させるものであると考える。所見をもめる。
7. BIE、日本国際博覧会協会からの万博期間中のIR工事中断要請について、IR・カジノ事業者であるMGM幹部は、工期が遅れ建設費も増大すると「解除権」の行使さえ口にし、難色を示していた。こうした中で政府がBIE・日本国際博覧会協会と大阪府市・SPC(大阪IR株式会社)との仲介・調整に入り、9月10日に首相官邸で岸田総理、関係閣僚、吉村知事などによる会合が行われた。条件付き(工程の調整、交通、騒音、粉塵、景観の5つの項目について「杭打ち工事の約2カ月間延期」「騒音の少ない工法」「防音シート設置」「工事車両台数の削減」「不測の事態が生じた場合の博覧会協会と国、大阪府・市、IR事業者などの実務者連絡調整会議立ち上げ」など)で、万博期間中のIR工事継続が確認された。またSPCはこれに先立つ9月6日付けで大阪府・大阪市に対し、実施協定第99条の2に定める事業前提条件の成就・放棄について通知。同条に基づき「解除権(※)」の失効を確認している。
- ※「解除権」…事業前提条件として7つ(税務上の取扱い、カジノ管理委員会規則、資金調達、開発、新型コロナウイルス感染症、財務、重大な悪影響に関する条件)のうち、いずれかが成就していないと判断する場合には、違約金なしで撤退できる(2026年9月末日まで)。
- ①岸田首相に問う。会合にSPC関係者は出席していたのか。出席していた場合、その出席者は誰か。
- ②またその会合において、カジノ管理委員会規則(SPCによるカジノ免許申請は難行なわれていない)や、「税務上の取扱い」について何らかの話し合いは行なわれたか、明らかにしていただきたい。
- 夢洲は「国際戦略総合特区における地方税の特例制度」の適用地区である。地方税(法人市民税、固定資産税、事業所税、都市計画税)の特例制度を設け、地方税を5年間最大ゼロ+5年間最大1/2軽減できる。IR・カジノ事業者にこれを適用することなど、万博開催期間中の「条件付き工事継続」や「解除権」失効の条件としたのではないかと疑念がある。
8. 大阪府では万博への「子ども招待事業」が進められようとしている。これに先立ち、文部科学省は全国の都道府県知事などに対し、万博遠足を促す通知を発している。これについて経済産業省として文部科学省などへの情報提供を行っているか否か。明らかにしていただきたい。
- また大阪府は、被災地・石川県からの万博への子ども受け入れ推進のため、石川県珠洲市教育委員会に大阪府から希望する子どもの無料招待事業計画の働きかけが進められているという。この事実を把握しているか。また他にもこのような事例はあるか。明らかにしていただきたい。
9. 今後、万博開催までにBIEや日本国際博覧会協会と経済産業省の会合日程はどのように予定されているか。明らかにしていただきたい。

以上の【請願・要請】と【質問】の各項目について、10月11日(金)までに担当:山川まで文書による回答をしていただくことを求める。

【資料1】

能登半島地震被災地の復興のため、大阪・関西万博の再検討を求める意見書

2024年1月1日に発生した能登半島地震は、石川・富山・新潟各県に大きな被害をもたらした。住宅被害は石川県だけでも6万棟を超えると報道されている。わが内灘町の被害状況は、被災から1ヵ月半が経過した現在、被災家屋が1,484棟、31世帯62名が今も避難所での生活を余儀なくされ、310世帯で断水している。(2月14日現在)

能登地区全体では今も広範囲で断水が続き、避難生活は長期化すると見込まれている。早期に現地の復興を進めるために、人的・物的・経済的支援の強化・充実が必要であることは言うまでもない。

他方、2025年4月に開幕予定の2025年日本国際博覧会(略称「大阪・関西万博」)については、会場建設費が当初見込みの1,250億円から2,350億円にほぼ倍増、運営費も当初見込みの809億円から1,160億円に4割増になるなど、経費の大幅上振れが問題になっている。万博に直接関係する国費負担は、すでに決定しているだけで1,649億円であり、赤字が発生した場合等にはさらなる追加負担が必要になる可能性も払拭できない。同時に、万博に関連するインフラ整備の総額は9.7兆円にも上ると報道されている。

2024年4月1日から、時間外労働時間の規制が建設業・運送業にも適用されるようになり、人手不足が一層深刻になると予想されている。能登半島地震被災地の復興が急がれる中、限られた予算・人手・建築資材を6か月限りの万博に使うことの是非について、中止・延期も視野に入れた再検討が必要である。

能登半島地震により、多くの人々が現在も困難な避難生活を余儀なくされる中、政治の最優先課題は被災地復興である。よって本議会は、以下の事項を強く要望する。

記

1. 能登半島地震の被災地復興のため2025年の大阪・関西万博の開催計画を見直し・再検討すること。
2. 当面、万博に当てられていた国費・物資・労働力を、能登半島地震の被災地復興に集中させること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年3月4日

石川県河北郡内灘町議会議長 七田 満男

宛先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、外務大臣、国際博覧会担当大臣

【資料2】

6月有毒ガス検出結果 2024.8/23 万博協会 HP で公開されたデータをもとに作成 夢洲カジノを止める大阪府民の会 9/4 八木作成

●PW(パビリオン)エリア 有毒ガス検出結果

- ・メタンガス…大催事場地下ピットで 99 回中 7 回検出(基準値超えはなし)
- ・その他 17 施設の地下ピットで検出なし・電気通信設備 77 か所 138 回計測、検出なし
- ・メタンガス以外の検出結果は記載なし

●GW(グリーンワールド:3/28 爆発のあったエリア)エリア 有毒ガス検出結果 電気・通信設備は作業がなく、測定なし

▶**建物地下ピット 基準値超え日数と回数**(計測した日数 25日 *over:計測器の最大値を超えて、計測不能

*午前午後各 1 回、複数か所計測 例えば、東トイレは 15 か所で計測、合計基準値超えはすべての合計

		メタンガス	一酸化炭素	硫化水素	二酸化炭素	アンモニア	基準値超え合計	発表済み 2~5 月基準値超回数	基準値超累計
東トイレ 3/28 爆発	基準値超日数	—	25日 over25 日	16日	—	—	25日 over25 日	これまで 2~5 月は基準値超え日数の発表は無し以下▲同じ	
	基準値超回数	—	377回 over233 回	35回	—	—	412回 ver233 回	1,279回	1,691回
西トイレ	基準値超日数	—	25日 over 21 日	10日	1日	—	25日 over 21 日	▲	
	基準値超回数	—	106回 over54 回	11回	2回	—	119回 over54 回	86回	205回
営業施設 FLP	基準値超日数	—	—	1日	—	—	1日	▲	
	基準値超回数	—	—	1回	—	—	1回	0	1回
前回発表があったのに、今回発表がなかった施設の前回発表値の合計								31回	31回
合計基準値超え回数		0	483回 over287 回	47回	2回	0	532回 over287 回	1,396回	1,928回

▶建物 屋内 基準値超え日数と回数 (計測した日数 25日)

		メタンガス	一酸化炭素	硫化水素	二酸化炭素	アンモニア	基準値超え	発表済み 2~5 月基準値超回数	基準値超累計
東トイレ	基準値超日数	—	9日	—	1日	—	10日	▲	
	基準値超回数	—	39回	—	5回	—	44回	3回	47回
西トイレ	基準値超日数	—	4日	—	—	—	4日	▲	
	基準値超回数	—	6回	—	—	—	6回	—	6回
楽屋棟	基準値超日数	—	—	—	—	1日	1日	▲	
	基準値超回数	—	—	—	—	8回	8回	前回まで発表無し	8回
営業施設 FLP	基準値超日数	—	—	—	—	1日	1日	▲	
	基準値超回数	—	—	—	—	6回	6回	0	6回
営業施設 GW 北東	基準値超日数	—	—	—	—	1日	1日	▲	
	基準値超回数	—	—	—	—	2回	2回	前回まで発表無し	2回
営業施設 GW 東	基準値超日数	—	—	—	—	1日	1日	▲	
	基準値超回数	—	—	—	—	2回	2回	前回まで発表無し	2回
合計基準値超え回数		0	45回	0	5回	18回	68回	3回	71回

各種ガスの特徴

	メタンガス	一酸化炭素	硫化水素	二酸化炭素	アンモニア
引火・爆発	○	○	○	—	○
健康被害	—	一酸化炭素中毒	頭痛、腹痛、めまい	頭痛、めまいなど	皮膚や目の損傷

*基準値とは = 労働者の安全確保のために決められている値

ガス縦抜き管(えんとつ) 基準値超え日数

*over:計測器の最大値を超えて、計測不能

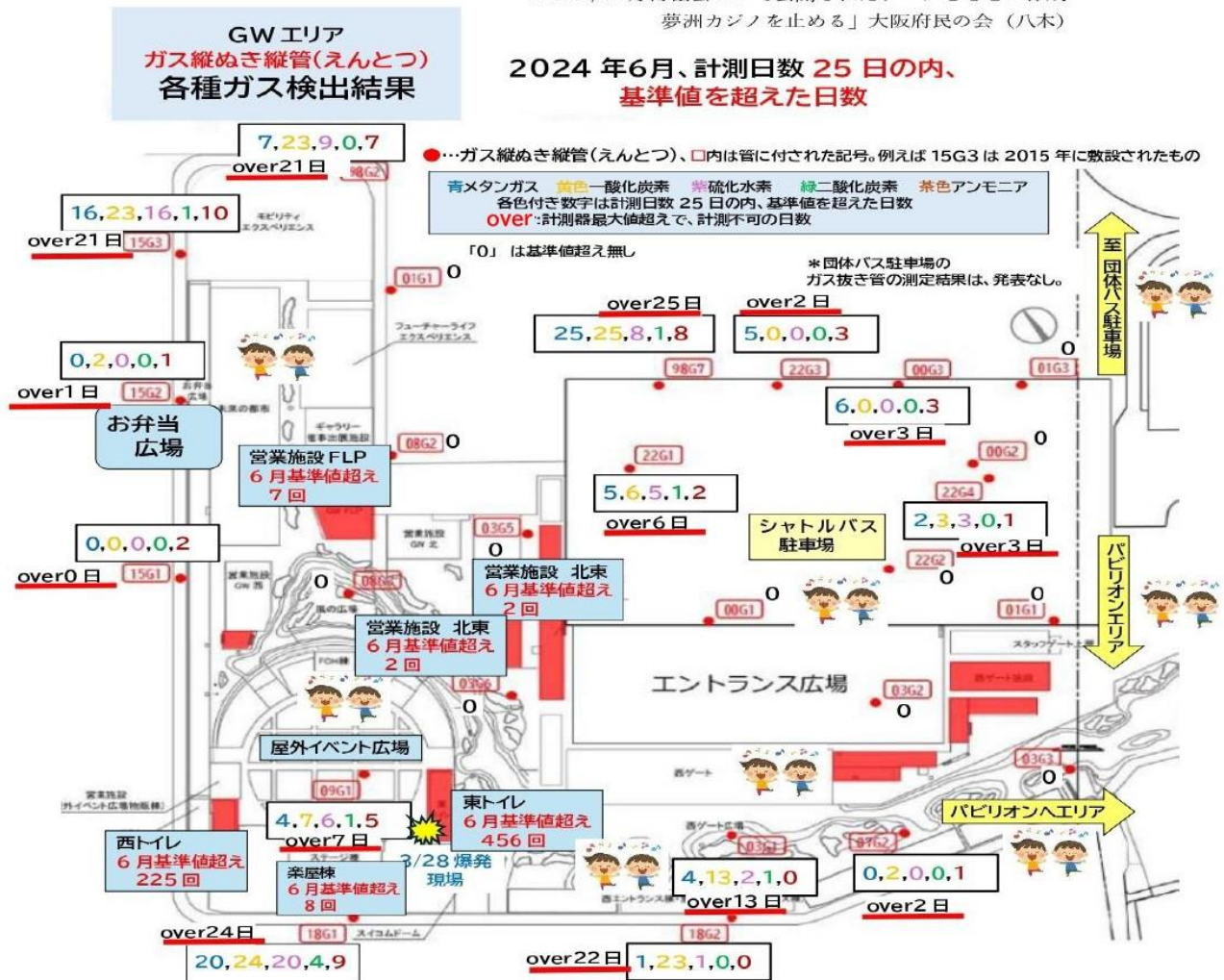
▼メタンガス爆発のあった夢洲1区GWエリアはガスの発生が多いので、地中に敷設した横抜き管で集めたガスを83本の縦抜き管(2~3mのえんとつ)で空中に拡散している。以下は基準値超えが計測されたえんとつ。(計測した日数 25日)

	メタンガス	一酸化炭素	硫化水素	二酸化炭素	アンモニア
98G2	7日	23日*over21	9日		7日
98G7	25日over20	25日over25	8日over1	1日	8日
00G3	6日over3	—	—	—	3日
01G2	—	—	—	—	1日
03G1	4日	13日over13	2日	1日	
03G6	—	—	—	—	1日
07G2	—	2日over2	—	—	1日
09G1	4日over2	7日over7	6日over1	1日	5日
15G1	—	—	—	—	2日
15G2	—	2日over1	—	—	1日
15G3	16日over10	23日over21	16日	1日	10日
18G1	20日over4	24日over24	20日	4日	9日over2
18G2	1日	23日over22	1日	—	—
22G1	5日over4	6日over6	5日	1日	2日
22G3	5日over2	—	—	—	3日
22G4	2日	3日over3	3日	—	1日

～上の表の値を地図に落とし込みました～

2024.8/23万博協会 HP で公開されたデータをもとに作成
夢洲カジノを止める」大阪府民の会 (八木)

2024年6月、計測日数25日の内、 基準値を超えた日数



【資料3】

教職員の皆さま

2024年9月

新学期の教育活動にご多忙のことと存じます。私たちは、ギャンブル依存症など人を不幸にするカジノ建設を前提とした開発であることと、開催地夢洲の環境そのものの危険性から、2025年大阪・関西万博の中止を求めています。中でも、子どもたちの無料招待事業については、その無謀さに不安と憤りを禁じ得ず、1学期中に、大阪府下のすべての小・中・高等学校や招待を受けた教育機関に、その危険性についてお知らせいたしました。

その後、3月28日に起きた爆発火災事故のほか、さらに新たに危険な問題が次々と明らかになり、ようやくメディアでも報道されるようになってまいりました。しかし、万博協会は、爆発事故の会見で、記者の「このような場所で開催することについてどう考えるのか」との質問に「協会は、ここでやれと言われてやっているの見解はない」と答え、大阪府教育庁は、当会の「このような危険な場所に子どもたちを招待することは教育的にふさわしいと考えているのか」との質問に、「万博は命輝く未来社会について学ぶ良い機会」と答え、「何かあったらだれが責任を負うのか」には「学校行事については学校の責任で行うもの」と答えました。懸念される問題に真摯に向き合う姿勢が見受けられず、十分な情報を伝えていません。そんな中、各学校は、10月13日から仮予約の申し込みをするように求められています。皆様のご苦勞ご心配はいかばかりかと存じ上げます。子どもたちの大切なちを守るため、教職員の皆さまの一助となりますように、再度、私たちが現在までに知りえた情報をお伝えしたく、お便りさせていただきました。私たちは、万博協会、教育庁、大阪府市、関係省庁、関係諸機関、専門家等への要請や資料請求、聞き取りなどを積み重ね、情報を収集してまいりました。どうか、教職員の皆さままで共有していただき、子どもたちにとって、最善の選択をしていただきますよう、切にお願い申し上げます。

また、学校単位での参加をしない場合は個人クーポンでの申し込みに移行するとしていますが、行政や学校から配られるものだからと信頼して、危険性について知らないまま夢洲に行き被害にあう場合もあるのではないかと懸念しています。併せて、子どもたちと保護者の方にも、危険を回避するために情報を提供していただきますようお願い申し上げます。私たちも街頭での対話などで、できる限り多くの方にお知らせするよう努めておりますが、まだまだ、爆発事故の事も、夢洲がどこにあり、どんな所なのかを知らない方が多くおられます。

以下、僭越ながら、実際に自分自身が子供たちを引率するつもりで校外学習等における懸念事項をまとめてみました。同封のガス爆発事故の検証と現在の有毒ガスの検知状況をまとめた資料、当会のチラシ及び当会のHP（下記QRコードからご覧いただけます）も併せてご参照ください。

大阪・関西万博での校外学習（修学旅行）等シミュレーション（※全校種を想定）

	万博協会・府教育庁等の説明 (説明会資料・HP発表・当会聞き取りより)	懸念されることがら (新聞報道・専門機関の見解・関係諸機関への当会聞き取りより)
費用	<ul style="list-style-type: none"> ・入場料無料(税金) ・交通費は自己負担(八尾市は補助表明) 	<ul style="list-style-type: none"> ・参加しない場合の公平性。 ・交通手段や予算を確定して計画ができるのか。
下見	<ul style="list-style-type: none"> ・開会前は無理。添乗員を含め3人まで。 ・希望日にできない場合も。(リモートの可継も) ・下見後の取りやめの場合は下見入場料の支払いが生ずる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・十分な検討ができるのか。実施要項、しおり作成、保護者説明会はどうするのか。 ・下見後に取りやめた場合、目的地を変更することが、時間的、予算的に可能か。
目的	<ul style="list-style-type: none"> ・いのち輝く未来社会、SDGsを学ぶ。 ・パビリオン予約不可 	<ul style="list-style-type: none"> ・有害物質等いのちを危険にさらす要因が多数顕在化。 ・絶滅危惧種の営巣を妨げる工事指針等、SDGsに反する点多数。 ・マネーロンダリング疑惑のカジノ業者 MGM 出展のアメリカ館、多数の死者が出た紅麹事件の小林製薬が計画に参画していた(現在は辞退)「ヘルスパビリオン」など、教育的に懸念されるものが割り当てられた場合の対応。 ・教育課程との整合性のある目的設定ができるのか。
事前学習	<ul style="list-style-type: none"> ・10時間版と3時間版を作成。 ・タブレット端末等に教材データを取り込んで使用 	<ul style="list-style-type: none"> ・表紙に「競輪の補助事業」とあり、教育的に適切か。 ・下見ができない段階で有意義な学習指導ができるのか。 ・全教育課程を踏まえた合理的な時間設定か。 ・内容的に、万博の実態とずれている点や、参加企業のPRなど偏りも見受けられる。通常の学習で学んでいることも多い。
交通・移動	<ul style="list-style-type: none"> ・貸し切りバス(1日10台・低学年優先) ・駅シャトルバス(事前予約必要・詳細未定) ・大阪メトロ中央線 ・子ども専用列車(学校→大阪メトロ運行バス→森ノ宮駅→長田駅→夢洲駅。通常の倍の時間かかる) 	<ul style="list-style-type: none"> ・駐車場はトイレの有無不明。地下にはPCB。メタンガスが毎日2t出ているガス抜き管83本が突き出ているエリア、火災事故も懸念されるメガソーラーの横を約1km歩いて移動。 ・乗り降り場の地下には放射性セシウム埋設(東日本大震災原発事故瓦礫焼却灰)。 ・超過密ダイヤ、車内及び駅構内の非常に混雑。(通勤・通学・観光客多い) ・時間のロス。車両内にトイレなし。復路については示されていない。バスと列車の乗り継ぎや予約は具体的にどうするのか。

熱中症対策	<ul style="list-style-type: none"> ・給水機・自動販売機（現金も使用可） ・スポットエアコン・ミスト・テント・石のパーゴラ ・エントランス広場の遮熱舗装 ・熱中症アラート等情報提供 ・応急手当所（5か所）、診療所（3か所） 	<ul style="list-style-type: none"> ・台数は足りるのか。紛失、貸し借り等金銭トラブルの懸念。 ・遮熱舗装の無い所は夏季70℃以上に？石の効果と安全性は？ ・アラートが出た場合、活動中止の判断はどうか。 ・既存の病院も人手不足の中、人材が確保できるのか。（数は足りるのか）重篤な場合の搬送先病院がまだ明記されていない。
昼食・休憩場所	<ul style="list-style-type: none"> ・団体休憩場所（屋根付き・園児、児童優先スポットエアコン・予約制で3,600席×4回転） ・木製リング下 ・芝生広場（撤退したパビリオン用地を人工芝に） ・静けさの森 ・会場全体各所 ・レストラン（火気不使用・キャッシュレス・プリペイドカードは会場内で販売・現金チャージ機） 	<ul style="list-style-type: none"> ・西休憩所はメタンガス爆発現場近く。 ・有毒ガス検出最多区域（別紙参照）。 ・盛り土は夢洲内の汚染土を使用する契約。夢洲の土は持ち出し禁止。（IR・カジノ用地では土壌改良工事中で、工事車両のタイヤは洗浄義務あり） ・行程に合わせた予約ができるのか。 ・大屋根リングの上下、静けさの森は落雷の危険が指摘されている。 ・人工芝は60℃を越えることもあり危険。（天然芝の場合は感染症リスク） ・国立感染症研究所が、「感染症媒介昆虫や動物が発生しやすい環境。開催時期は食中毒、豪雨、台風、猛暑の影響を受ける」とリスク評価。 ・隣のコンテナターミナルで猛毒のヒアリが550匹確認された。 ・確実に全員が時間内に食事できるのか。カードや端末の紛失、使用方法の混乱、貸し借り等のトラブルの懸念。
特別な支援・対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ユニバーサルデザインの実現を目指す ・情報提供・車いす貸し出し・バリアフリー、オールジェンダートイレ ・医療施設・カムダウンスペース等・スタッフの研修 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・ほとんどが、設置予定や検討している段階であり、実際に十分機能できるのか。
地震・津波・台風・落雷・猛暑・火災への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震設計で倒壊可能性は低い。 ・アクセスルートは耐震化済みで損壊など致命的被害の可能性は低い。 ・夢洲はかさ上げされているので、大部分は浸水しない想定。 ・15万人が3日間孤立想定で60万食備蓄（1人4食。不足分はレストランで対応）。大阪府市からの物資の保管の協力（30万食上乗せ）も得る。 ・気象情報などにより閉場などを判断。暑さ指数（WBGT）を活用 ・万博協会と大阪府市の連携を明確化 ・船舶による代替輸送やヘリコプター、船舶による疾病者輸送を要請 ・避難所（各施設、大屋根リング、広場、場外の夢洲、舞洲、咲洲にも設置） ・会場内は禁煙。場外に喫煙場所を設置 <p>※（太字は9月2日発表「防災実施計画」より）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・液状化（能登地震の例）や強風による被害（2019年の台風21号でコンテナが倒壊、流出）を想定していない。 ・夢舞大橋は風速20mで、夢咲トンネルは冠水で、過去に通行止めになっている。コンテナ輸送や工事車両で常に渋滞。 ・液状化、沈下を想定していない（実際は起こる。隣のIRカジノ用地では、液状化対策工事中）避難先の此花区は殆どが海拔以下（区役所と消防署も-2m）。舞洲、咲洲も液状化する。 ・具体的な避難計画、避難経路はまだできていない。避難所建設の予算も上げていない。 ・予算、保管場所、搬送手段は確保できるのか。 ・災害時は、大阪市内はもとより府内各地で甚大な被害が想定される中、夢洲のみに救援物資、人材、機材を集中できるのか。 ・大型船舶が停泊、乗船できる設備があるのか。災害時に実際に運用できるのか。船着き場・ヘリポートまでの移動は可能か。 ・避難所は、上記したように、いずれも危険要素があり、万博会場は、立ち入り禁止区域（コンテナターミナル、メガソーラー、IRカジノ工事現場・ゴミ処分場）に囲まれており、安全を確保できるのか。 ・落雷⇒メガソーラー火災（放水不可）⇒ガス爆発⇒木製リングで火災爆発の拡大、等の恐れはないのか。 ・ルールを守らない喫煙者等による可燃性ガスへの引火の恐れ。
安全対策（メタンガス等）	<ul style="list-style-type: none"> ・便器や配管周囲にシール設置。 ・機械による強制換気。 ・ガス検知器設置。 ・マンホールの蓋等の有孔化。 ・HPで測定値を毎日知らせる。 ・来場者に（測定値を）公表。 	<ul style="list-style-type: none"> ・夢洲は現在も稼働中のゴミの最終処分場なので、メタンガス、一酸化炭素、硫化水素、二酸化炭素が発生しており、数十年放出させる必要がある。密閉すると、滞留により濃度が増し、地中を移動して他所から噴出するので、爆発や健康被害の危険はなくなる。（実際に想定外の場所で検出され、爆発事故も起きた）※ 別紙 ・安全基準値を超えた場合、中止の判断、避難はどうか ・子どもたちの安心、安全を保障できるのか。（メタンは静電気でも爆発する）
何かあった時	<ul style="list-style-type: none"> ・学校行事の責任は行事を決定した学校（学校長・職員）にある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもたちが、当日災害や事故に巻き込まれたり、後日健康被害がでたりした場合どのように対処するのか。教職員の責任は問われないのか。旅行保険の保証は適応されるのか。

夢洲カジノを止める大阪府民の会 <https://vosakaf.net/> ⇒
 〒536-0008 大阪市城東区関目 6-4-2-103
 山川よしやす（事務局長）電話 090-8536-3170
 メール：stop-casino@vosakaf.net



ユーチューブなど、様々な資料がご覧いただけます